

◎茨城県人事行政の運営等の状況の公表

茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年茨城県条例第2号）の規定に基づき、茨城県の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和3年 9月 29日

茨城県知事 大井川 和彦

第1 地方公務員法第58条の2第1項の規定による茨城県の人事行政の運営の状況

1 職員の任用の状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 採用者数の状況

区 分	R2. 4. 1～R3. 3. 31採用者数（人）				
	試験採用	選考採用	選考採用の内障害者数	再任用	計
一般職員	195	116	7	193	504
教育職員		993	2	371	1,364
警察職員	186	1	0	28	215
合 計	381	1,110	9	592	2,083

- ※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。
- ※2 教育職員とは、教員をいいます。
- ※3 警察職員とは、警察官をいいます。
- ※4 人事交流等による者を除きます。

イ 退職者数の状況

区 分	R2. 4. 1～R3. 3. 31退職者数（人）				
	定年	勸奨	再任用満了	その他	計
一般職員	218	51	128	154	551
教育職員	739	150	299	144	1,332
警察職員	122	10	23	63	218
合 計	1,079	211	450	361	2,101

- ※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。
- ※2 教育職員とは、教員をいいます。
- ※3 警察職員とは、警察官をいいます。
- ※4 人事交流等による者を除きます。
- ※5 「その他」の欄の数は、自己都合、死亡等により退職した者の数を含みます。

(2) 職員数の状況

ア 職員数の状況

区 分	職員数 (人)		
	R2. 4. 1	R3. 4. 1	対前年増減数
一般部門	6,664(5)	6,665(10)	1(5)
教育部門	22,128(23)	22,178(0)	50(△23)
警察部門	5,413(0)	5,401(0)	△12(-)
合 計	34,205(28)	34,244(10)	39(△18)

※1 職員数は、常勤の職員で、休職者・派遣職員を含みます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( )内の数字は、会計年度任用職員(フルタイム)の職員数(外数)です。

## 2 人事評価の状況（令和2年度）

区 分	概 要
一般部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着重点により評価を行う。 (1) 基準日 10月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 [課長級以上] (1) 基準日 9月30日現在及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで [非管理職等] (1) 基準日 2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
教育部門	<p>[一般職員] 一般部門に同じ。</p> <p>[教育職員] 地方公務員法第23条の2第1項に基づき、教職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力面の評価 評価にあたっての着重点及びその主な具体例により評価を行う。 (1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 達成度の評価 自己目標を設定し、自己目標の達成度により評価を行う。 (1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
警察部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着重点により評価を行う。 (1) 基準日 11月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果たすべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 (1) 基準日 9月30日及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで</p>

- ※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。
- ※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。
- ※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

### 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	茨 城 県		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職	326,241 円	411,079 円	42.4 歳 月
技 能 労 務 職	313,649	360,239	55.9
小・中学校教育職	352,486	406,249	42.8
高等学校教育職	373,173	436,447	44.5
警 察 職	323,293	444,772	37.5

※1 給与月額とは、月々支給される給料及び職員手当（期末・勤勉手当、退職手当、寒冷地手当を除く。）の合計額をいいます。

※2 一般行政職とは、警察職・小中学校教員職・高等学校教育職及び技能労務職など以外の職員をいいます。

※3 技能労務職とは、現業職給料表適用者をいいます。

※4 小中学校教育職とは、教育職給料表（三）の適用者をいいます。

※5 高等学校教育職とは、教育職給料表（二）の適用者をいいます。

※6 警察職とは、公安職給料表適用者をいいます。

#### (2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	学 歴	金 額（円）
一 般 行 政 職	大学卒	188,700
	高校卒	154,900
技 能 労 務 職	高校卒	152,700
	中学卒	143,800
小・中学校教育職	大学卒	210,800
	短大卒	188,600
高等学校教育職	大学卒	210,800
	短大卒	185,700
警 察 職	大学卒	219,600
	高校卒	183,700

#### (3) 経験年数別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	全学歴	253,074 円	301,773 円	358,036 円
技 能 労 務 職	全学歴	-	-	-
小・中学校教育職	全学歴	312,087	354,310	387,349
高等学校教育職	全学歴	318,999	359,057	401,748
警 察 職	全学歴	286,696	336,893	384,023

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(4) 職員手当の状況（主なもの）（令和3年4月1日現在）

区分	概要									
期末手当 勤労手当 (R3年度)	期末手当				勤労手当					
	6月期	1.275月分	(0.725月分)		0.95月分	(0.450月分)				
	12月期	1.275月分	(0.725月分)		0.95月分	(0.450月分)				
	計	2.55月分	(1.45月分)		1.90月分	(0.9月分)	( )内は再任用職員に係る支給割合			
退職手当 (R3年度)	(支給率)	自己都合	勤奨・定年							
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分							
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分							
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分							
	最高限度額	47.709月分	47.709月分							
	(調整額)	職員の在職期間のうち、職務の級等が高い方から5年分(60月分)の調整月額(21,700円～78,750円)を合計した額により算出する。								
	【その他経過措置】	定年前早期退職特例措置(45～59歳対象 2%～45%加算)								
地域手当 (R3年4月1日現在)	支給対象地域	東京都特別区	東京都小平市	埼玉県さいたま市 千葉県千葉市 東京都府中市	東京都立川市	栃木県下野市	福井県福井市	県内地域	医師、歯科医師(全域)	
	支給率	20%	16%	15%	12%	6%	3%	6%	16%	
特殊勤務手当 (R2年度)	手当の名称		支給対象職員				主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価	
	代表的な手当の名称	1 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員		学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等		日額2,250円～8,000円			
		2 警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員		警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		日額250円～5,500円			
		3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員		教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務		日額200円			
		4 夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員		深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		勤務1回410円～1,100円			
		5 県税業務手当	税務課、県税事務所等に勤務する職員		県税に関する業務等		日額320円～740円			
	多くの職員に支給されている手当	2 警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員		警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		日額250円～5,500円			
		1 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員		学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等		日額2,250円～8,000円			
		3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員		教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務		日額200円			
		4 夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員		深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		勤務1回410円～1,100円			
5 家畜等取扱手当		畜産センター等に勤務する職員		種雄牛又は種雄豚の取扱作業等		日額230円～760円				
扶養手当 (R3年4月1日現在)	・配偶者			6,500円 (行政職8級相当は3,500円、9級相当は支給なし)						
	・子	1人につき		10,000円						
	・配偶者・子以外の扶養親族	1人につき		6,500円 (行政職8級相当は3,500円、9級相当は支給なし)						
	※扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	1人につき		5,000円加算						

住居手当 (R3年4月1日現在)	・借家の場合(家賃16,000円を超える場合に限る。) 家賃の額に応じて28,000円限度に支給
通勤手当 (R3年4月1日現在)	・電車・バスを利用する場合 6箇月定期の価額を基本として1箇月当たり55,000円まで支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円～44,200円を支給 ・通勤距離等を勘案し、新幹線、特急、高速道路の利用が認められる場合、その利用に係る料金等の2分の1の額(20,000円(ETCを利用する場合25,000円)を限度)を加算
時間外勤務手当 (R3年4月1日現在)	正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員に、その勤務した時間数に応じて1時間当たりの給与額に100分の125から100分の175の範囲内の割合を乗じて得た額

※ 会計年度任用職員(フルタイム)は、扶養手当及び住居手当が支給されません。

(5) 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

ア 給料・議員報酬等

区分	給料・議員報酬の月額 (令和3年4月1日現在)	期末手当 (令和2年度支給割合)
知事	1,340,000 円	6月期 1.675 月分 12月期 1.675 月分 計 3.35 月分
副知事	1,080,000	
議長	1,010,000	
副議長	900,000	
議員	850,000	

イ 退職手当

退職手当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
知事	給料月額×在職月数× 0.56	36,019,200 円	原則、退職時
副知事	給料月額×在職月数× 0.42	21,772,800 円	原則、退職時

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額をいいます。

(6) 勤務時間(令和3年4月1日現在)

ア 一般職員の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 一般職員の休憩時間 午後零時から午後1時まで

※職員申請による時差出勤制度を導入しております。(例:午前8時から午後16時45分まで)

※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、上記とは異なります。

(7) 休暇（令和3年4月1日現在）

（一般職員の場合）

年次休暇	1月1日に在職する職員に対して、1年につき20日
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限90日）
特別休暇 （一部）	<p>職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>ア 災害により交通が遮断された場合等                  イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合                  ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合                  エ 出産する場合                  オ 配偶者が出産する場合                  カ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合                  キ 義務教育終了前の子、父母及び配偶者等を看護する場合                  ク 生理のため勤務することが困難な場合                  ケ 親族が死亡した場合                  コ 結婚する場合                  サ 骨髄移植のための骨髄提供を行う場合                  シ 成分献血を行う場合                  ス 永年にわたって勤続した場合                  セ 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合                  ソ 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合                  タ 親族を介護する場合</p>

（会計年度任用職員（フルタイム）の場合）

年次休暇	1月継続勤務する職員に対して、その勤務翌月から1月に付き1日、6月以上継続勤務した場合は、勤続年数に応じ1年につき10日～20日（全勤務日の8割以上を出勤した者に限る。）
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限10日）
特別休暇 （一部）	<p>職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>ア 災害により交通が遮断された場合等                  イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合                  ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合                  エ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合                  オ 生理のため勤務することが困難な場合                  カ 親族が死亡した場合                  キ 結婚する場合                  ク 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合</p>

#### 4 職員の休業及びサービスの状況

##### (1) 育児休業承認状況

育児休業の承認期間の状況（令和2年度の新規承認者）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
一般部門	169	64	40	31	9	7	18
教育部門	431	14	69	88	85	74	101
警察部門	48	7	7	9	8	0	17
合 計	648	85 (13.1%)	116 (17.9%)	128 (19.8%)	102 (15.7%)	81 (12.5%)	136 (21%)

※1 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( ) 内の数は、育児休業取得者数に占める割合を表しています。

##### (2) 自己啓発等休業の承認期間の状況（令和2年度の新規承認者）

区 分	自己啓発等休業 取得者数 (人)	自己啓発等休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
一般部門	1	0	1	0
教育部門	1	0	1	0
警察部門	0	0	0	0
合 計	2	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)

※1 地方公務員法第26条の5に基づき、職員は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うため、3年を限度に自己啓発等休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、自己啓発等休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( ) 内の数は、自己啓発等休業取得者合計数に占める割合を表しています。



(3) 配偶者同行休業の承認期間の状況（令和2年度の新規承認者）

区 分	配偶者同行休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
一般部門	0	0	0	0
教育部門	1	0	1	0
警察部門	0	0	0	0
合 計	1	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)

※1 地方公務員法第26条の6に基づき、職員は、外国に勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年を限度に配偶者同行休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、配偶者同行休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( ) 内の数は、配偶者同行休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(4) 大学院修学休業の承認期間の状況（令和2年度の新規承認者）

区 分	大学院修学休業 取得者数 (人)	大学院修学休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年間	2年間	3年間
教育部門	1	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)

※1 教育公務員特例法第26条に基づき、公立の小中学校等の教諭等は、大学院の課程等に在学してその課程を履修するため、3年を超えない範囲内で年を単位として大学院修学休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、大学院修学休業の期間中は支給されません。

※2 教育部門は、県立学校、小中学校等に勤務する教諭等をいいます。

※3 ( ) 内の数は、大学院修学休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(5) 介護休暇の承認期間の状況（令和2年度の新規承認者）

区 分	介護休暇 取得者数 (人)	介護休暇承認期間ごとの内訳（人）					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
一般部門	6	3	2	0	0	0	1
教育部門	18	8	0	6	0	2	2
警察部門	0	0	0	0	0	0	0
合 計	24	11 (45.8%)	2 (8.3%)	6 (25%)	0 (0%)	2 (8.3%)	3 (12.5%)

※1 他に介護する者がいない疾病、負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、一親等の親族又は生計を一にする親族を介護する場合、職員は、90日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間介護休暇を取得することができます。給与（給料及び諸手当）は、介護休暇を取得した期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( ) 内の数は、介護休暇承認者合計数に占める割合を表しています。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和2年度）

区 分		降 給	降 任	休 職	免 職	合 計
①勤務実績が良くない場合	一般部門	/	1	/	0	1
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	1	/	0	1
②心身の故障の場合 (職員の精神又は肉体に故障があり職務に支障を生じる場合)	一般部門	/	0	209	0	209
	教育部門	/	0	305	0	305
	警察部門	/	0	104	0	104
	小 計	/	0	618	0	618
③職に必要な適格性を欠く場合 (素質、能力、性格等に基 因してその職務の円滑な遂 行に支障がある場合)	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	2	2
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	2	2
④職制、定数の改廃、予算 の減少により廃職、過員を 生じた場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
⑤刑事事件に関し起訴され た場合	一般部門	/	/	0	/	0
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	0	/	0
⑥条例で定める事由による場 合 (大学等において職務の遂行 に関連がある上位の資格取得 や調査、研究に従事する場合 又は災害により生死不明又は 所在不明となった場合)	一般部門	/	/	0	/	0
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	0	/	0
合 計	一般部門	0	1	209	0	210
	教育部門	0	0	305	2	307
	警察部門	0	0	104	0	104
	小 計	0	1	618	2	621

※1 分限処分とは、公務の能率の維持の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降任又は免職等の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## (2) 懲戒処分者数（令和2年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
①給与・任用に関する不正 （諸給与の不正領得の場合等）	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
②一般服務違反関係 （職務命令違反、守秘義務違反の場合等）	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	1	1	3	1	6
	警察部門	1	0	0	0	1
	小 計	2	1	3	1	7
③一般非行関係 （傷害・暴行の刑法違反の場合等）	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	2	0	2
	警察部門	0	2	0	1	3
	小 計	0	2	2	1	5
④収賄等関係	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
⑤道路交通法違反	一般部門	0	1	0	1	2
	教育部門	0	0	3	3	6
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	1	3	4	8
⑥管理監督責任	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	3	0	0	0	3
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	3	0	0	0	3
合 計	一般部門	0	1	0	1	2
	教育部門	4	1	8	4	17
	警察部門	1	2	0	1	4
	小 計	5	4	8	6	23

※1 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## 6 再就職状況

区分	再就職者の氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位
一般部門	田村 照悟	病院局理事兼局長	H31.3.31	R2.11.11	(社福)恩賜財団済生会支部茨城県済生会 神栖済生会病院	医療業	事務部長代理
	長岡 敦	消防学校長	R2.3.31	R3.4.1	(一財)消防試験研究センター茨城県支部	危険物取扱者、消防設備士等の試験の実施等	茨城県支部長
	川和 幸夫	福祉指導課福祉監査室首席福祉監査監	R2.3.31	R3.4.1	(社福)つつみ会 児童養護施設樹学園	社会福祉事業	施設長
	坂井 和美	労働委員会事務局長	R2.3.31	R3.7.1	茨城県商工会議所連合会	県内8商工会議所の事業活動の支援等	専務理事
	坂井 和美	労働委員会事務局長	R2.3.31	R3.7.1	水戸商工会議所	水戸市内の中小・小規模事業者の支援	専務理事
	明石 眞言	竜ヶ崎保健所長	R2.7.31	R2.8.1	東京医療保健大学立川・東が丘看護学部、大学院看護学研究科	教育業	教授
	蓼沼 秋男	総務部調整監	R3.3.31	R3.4.1	(公財)茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	常務理事兼事務局長
	蓼沼 秋男	総務部調整監	R3.3.31	R3.4.1	茨城県土地開発公社	公共用地の先行取得等	常務理事兼事務局長
	中谷 幸二	未収債権対策チーム未収債権対策監	R3.3.31	R3.4.1	弁護士法人はるか愛媛支部愛媛松山法律事務所	法律事務所	勤務弁護士
	薄井 聡	管財課副参事	R3.3.31	R3.4.1	(社福)新世会 特別養護老人ホームいきり苑那珂	社会福祉事業	事務長
	篠原剛一郎	県北県民センター建築指導課技佐	R3.3.31	R3.4.1	茨城県信用組合	金融業	嘱託
	軍司 政博	鹿行県民センター次長兼県民福祉課長	R3.3.31	R3.4.1	(社福)恩賜財団済生会支部茨城県済生会 水戸済生会総合病院	医療業	常勤嘱託職員(参事)
	男庭 和英	県南県民センター長	R3.3.31	R3.4.1	(公財)茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	事務局次長
	皆川 桂一	県西県民センター長	R3.3.31	R3.4.1	(一財)茨城県建設技術公社	地方公共団体の技術職員の技術力向上支援や公共工事発注支援等	専務理事
	潮田 勝利	水戸県税事務所長	R3.3.31	R3.4.1	(社福)茨城県社会福祉協議会	社会福祉事業	常務理事兼事務局長
	鈴木 紀一	統計課長	R3.3.31	R3.4.1	(一財)茨城県建設技術公社	地方公共団体の技術職員の技術力向上支援や公共工事発注支援等	総務部長
	工藤 英明	県民生活環境部理事兼オリンピック・パラリンピック監	R3.3.31	R3.4.1	(一財)石岡市産業文化事業団	花き園芸等による観光、体験交流の推進事業等	茨城県フラワーパーク副園長
	檜山 直樹	女性活躍・県民協働課副参事	R3.3.31	R3.4.1	(一財)茨城県環境保全事業団	産業廃棄物の処理に関する事業等	業務課副参事
	野口 庄壽	県民生活環境部参事兼龍ヶ浦環境科学センター副センター長兼総務課長	R3.3.31	R3.4.1	(医)白帆会 小川南病院	医療業	事務長
	村田 隆	保健福祉部次長	R3.3.31	R3.4.1	(公財)茨城県歯科医師会	歯科医学の進歩発達、会員の業権に関する事柄等	事務参与兼事務局長
	柴田 隆之	保健福祉部技監兼疾病対策課長	R3.3.31	R3.4.1	(公社)茨城県薬剤師会	薬学・薬業の進歩発展、医薬品の適正使用に関する事業等	事務局参事
	深谷 均	疾病対策課健康危機管理対策室長	R3.3.31	R3.4.1	(一財)茨城県メディカルセンター	保健衛生業	第一種臨時職員
	竹内 政夫	福祉指課副参事	R3.3.31	R3.4.1	(社福)茨城県母子寡婦福祉連合会	社会福祉事業	常務理事兼事務局長兼施設課長
	久保田研一	つくば保健所副参事兼次長兼総務課長	R3.3.31	R3.4.1	(社福)恩賜財団済生会支部茨城県済生会 龍ヶ崎済生会病院	医療業	事務部総務課長
	秋山 真一	医療大学事務局副参事兼教務課長	R3.3.31	R3.4.1	茨城女子短期大学	教育業	事務局長代理
	大瀬 寛高	医療大付属病院副院長兼地域医療連携部長	R3.3.31	R3.4.1	(医)青洲会 神立病院	医療業	医師(医員)
	杉山 照美	県北食肉衛生検査所長	R3.3.31	R3.4.1	茨城県県南食肉衛生検査所	と畜検査業務	会計年度任用職員
	笠井 潔	県西食肉衛生検査所長	R3.3.31	R3.4.1	茨城県県北食肉衛生検査所	と畜検査業務	会計年度任用職員
	石田奈緒子	営業戦略部長	R3.3.31	R3.6.24	首都圏新都市鉄道(株)	鉄道事業	常務取締役
	中川 欽正	営業企画部東京渉外局長	R3.3.31	R3.6.1	鹿島都市開発(株)	鹿島地区における都市開発及び環境整備	代表取締役社長

長山 優	産業技術短期大学校副校長	R3. 3. 31	R3. 7. 1	(公社)茨城県シルバー人材センター連合会	高齢者の就業支援	常務理事兼事務局長	
藍原 伸夫	農林水産部理事兼次長	R3. 3. 31	R3. 5. 31	(公社)茨城県農林振興公社	農地中間管理事業、新規就農支援等	理事長	
石井 昌広	農林水産部農地局長	R3. 3. 31	R3. 6. 1	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	国営那珂川沿岸農業水利事業の推進等	常務理事	
鴨志田憲一	林業課長	R3. 3. 31	R3. 5. 27	(公社)茨城県林業協会	林業労働力確保支援、林業団体相互連携	専務理事	
西村 俊夫	県央農林事務所長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	霞ヶ浦農業用水推進協議会	霞ヶ浦用水事業区域に係る農業用水事業の推進	常務理事	
佐藤 明彦	農林水産部理事兼県南農林事務所長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	全国農業協同組合連合会茨城県本部	農畜産物の販売事業	管理部参与	
根本 和彦	畜産センター長	R3. 3. 31	R3. 6. 22	(株)茨城県中央食肉公社	畜肉のと畜解体及び食肉市場の開設	副社長	
松本 茂	畜産センター副センター長	R3. 3. 31	R3. 5. 26	(一社)茨城県配合飼料価格安定基金協会	配合飼料価格差補てん事業等、国等の畜産関係事業	常務理事	
糸賀 秀徳	農業大学校長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	茨城県農機具商業協同組合	農機具部品の協同購買事業、中古農機具の販売等	専務	
中村 丈夫	水産試験場長	R3. 3. 31	R3. 5. 31	(公財)茨城県栽培漁業協会	魚貝類種苗の生産、放流、育成等	専務理事	
鯉渕 宏一	土木部技監(総括)	R3. 3. 31	R3. 4. 1	茨城県道路公社	有料道路、駐車場の管理業務等	理事長	
畑中 智明	土木部参事兼用地課長	R3. 3. 31	R3. 7. 1	三陽用地(株)	公共用地の損失補償等のコンサルティング業務	補償研究室長	
土子 浩之	検査指導課首席検査監	R3. 3. 31	R3. 4. 1	鹿島都市開発(株)	鹿島地区における都市開発及び環境整備	取締役	
藤田 悟史	土木部参事兼道路建設課特定事業用地対策監	R3. 3. 31	R3. 4. 1	茨城県土地開発公社	公共用地の先行取得等	参与	
皆川 徹二	河川課副参事	R3. 3. 31	R3. 4. 1	茨城県道路公社	有料道路、駐車場の管理業務等	理事兼業務部長	
園部 浩久	下水道課長	R3. 3. 31	R3. 6. 1	茨城県交通安全施設業協同組合	交通安全施設に係る共同事業	専務理事	
足立 信幸	土木部技監兼建築指導課長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(一財)茨城県建築センター	建築基準法に基づく建築確認、検査、構造計算適合性判定等	常務理事兼事務局長	
小坪 達也	土木部技監兼住宅課長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(一財)茨城県住宅管理センター	茨城県営住宅等の管理業務	常務理事	
飯村 信夫	土木部技監兼常陸大宮土木事務所長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	茨城県土地開発公社	公共用地の先行取得等	副理事長	
飯村 信夫	土木部技監兼常陸大宮土木事務所長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(公財)茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	常務理事	
木村 正人	土浦土木事務所長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(株)茨城ポートオーソリティ	茨城港区の管理業務、航路誘致などの港湾振興業務等	参与	
田中 郷三	土木部技監兼筑西土木事務所長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(一財)茨城県建設技術管理センター	建設材料の品質試験及び調査研究等	常務理事	
野上 邦男	竜ヶ崎工事事務所長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(株)三喜コンサルタント	建設コンサルタント業	理事	
鈴木 慶一	鹿島港湾事務所副参事兼次長兼総務課長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(一財)茨城県住宅管理センター	茨城県営住宅等の管理業務	水戸センター副センター長	
清代 英明	鹿島下水道事務所長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(株)協和地質コンサルタント	地質調査業	技師長	
鈴木 聡幸	会計事務局参事兼会計管理課長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(一社)茨城県身体障害者福祉団体連合会	身体障害者の関係団体の連絡調整等	専務理事兼事務局長	
鈴木 圭子	議会事務局長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(社福)恩賜財団済生会支部茨城県済生会 水戸済生会総合病院	医療業	事務部次長	
箕輪 浩徳	人事委員会事務局長	R3. 3. 31	R3. 6. 24	(株)つくば研究支援センター	産業支援機関	代表取締役社長	
山中 博	企業局次長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(一財)茨城県建設技術管理センター	建設材料の品質試験及び調査研究等	専務理事	
石川 光成	鹿行水道事務所技佐兼鯉川浄水場長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(公財)茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	業務課副参事(県西事業所駐在)	
伊藤 睦雄	水質管理センター長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(公財)茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	水質管理事業所長	
稲垣 隆介	病院局付	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(社福)恩賜財団済生会支部茨城県済生会 茨城県立こども病院	医療業	病院長補佐	
海藤佐代子	中央病院付	R3. 3. 31	R3. 4. 1	笠間市立病院	医療業	訪問看護ステーションかさま管理者	
教育部門	入野 浩美	総務企画部長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	土浦市教育委員会	教育行政	教育長
	森作 宜民	学校教育部長	R3. 3. 31	R3. 4. 2	茨城県教育委員会	教育行政	教育改革推進監

	長谷川 馨	副参事	R3. 3. 31	R3. 4. 1	大洗町教育委員会	教育行政	教育長
	藤田 昌人	総務企画部長	R2. 3. 31	R3. 4. 1	茨城県スポーツ協会	スポーツ振興	堀原運動公園管理事務所長
	山口 修	参事兼図書館長	R2. 3. 31	R3. 4. 1	茨城県教職員互助会	教職員福利厚生	事務局長
	増田 雅一	古河第三高等学校長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	つくば国際大学高等学校	教育係業務	教頭
	柏 正則	竹園高等学校長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	常磐大学高等学校	教育係業務	校長
	細野 晃一	下妻第一高等学校長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	つくば自動車大学校	教育係業務	校長
	森田 一洋	太田第一高等学校長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	流通経済大学	入学志願者等の確保	入試センター参与
警察部門	浅野 芳徳	総務統括官	R3. 3. 31	R3. 4. 1	筑波大学附属病院	医療事業	専門員
	新山 忠	人身安全対策統括官	R3. 3. 31	R3. 4. 1	自動車安全運転センター	安全運転研修業務等	所長
	青山 和司	つくば警察署長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(株)たいよう共済	制度保険及び各種損害保険の代理店業務	副支店長
	有田 均	警務部参事官兼監察室長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(株)ドコモCS茨城支店	携帯電話業	専任部長
	岡崎 成人	刑事部参事官兼組織犯罪対策課長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(株)常陽銀行	金融業	嘱託参事役
	神賀 浩一	交通部参事官兼交通総務課長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	東京ガス(株)	ガス事業	顧問
	宇佐美 泰司	通信指令課長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	関彰商事(株)	卸・小売業	渉外室長
	内田 清司	自動車警ら隊長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(株)茨城ポートオーソリティ	港湾管理運営及び振興等	顧問
	仁瓶 正	交通機動隊長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(一財)茨城県交通安全協会	交通安全事業	交通教育センター処分者等講習課長
	立原 達雄	警備課長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	水戸信用金庫	金融業	担当課長
	鈴木 尚宏	外事課長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(特法)日本中央競馬会	競馬の開催等	公正室主幹
	北條 直樹	鉾田警察署長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	イオンリテール(株)	総合小売業	マネージャー
	針谷 宏之	行方警察署長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	キャノン(株)取手事業所	各種光学機械器具の製造及び販売等	主席
	富澤 実	下妻警察署長	R3. 3. 31	R3. 5. 28	(公財)茨城県暴力追放推進センター	暴力追放啓発活動及び相談業務等	専務理事
	鈴木 道夫	情報管理課理事官	R3. 3. 31	R3. 4. 1	水戸済生会総合病院	医療事業	事務部保安対策室室長
	石川 実	地域課航空隊長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	損害保険業	調査顧問
	生井沢 誠	通信指令課理事官	R3. 3. 31	R3. 4. 1	イオンリテール(株)	総合小売業	保安担当
	黒澤 浩	国際捜査課管理官	R3. 3. 31	R3. 4. 1	損保ジャパン(株)	保険事業	特命担当顧問
	木村 昇	交通指導課管理官	R3. 3. 31	R3. 4. 1	茨城西南医療センター病院	医療事業	渉外担当
	雨海 義一	警備課管理官	R3. 3. 31	R3. 4. 1	東京電力パワーグリッド(株)	電気事業	渉外担当
	鈴木 秀男	警務部参事兼会計課長	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(有)茨城県西自動車学校	自動車運転免許教習業務	管理者
	会田 正勝	土浦警察署副参事	R3. 3. 31	R3. 4. 1	(一財)茨城県交通安全協会	交通安全事業	つくば地区交通安全協会事務局長

※1 再就職者とは、職員の退職管理に関する条例（平成28年茨城県条例第6号）第3条に基づく届出をR2. 8. 1～R3. 7. 31に行った者をいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## 7 職員の研修の状況（令和2年度）

職員に対する主な研修は、「自治研修所」、「教育研修センター」及び「警察学校」で行われている。

区分	概要	受講者数（延べ）
一般職員	職務の遂行に必要な知識と技能を修得するための一般研修（職層ごと）と職務の遂行に必要な能力・資質等を向上させることを目的とした特別研修を自治研修所において行っている。 一般研修は、新規採用職員研修、主事・技師研修等9課程を実施し、特別研修は、対話型ゲームによる政策力向上講座、公開セミナー等37講座を実施した。	1,938人 ※修了者数
教育職員	職務上又は本人の希望に基づいて、経験年数、職能、担当教科等を踏まえ、教職員としての専門的資質の向上を図ることを目的とした研修を教育研修センターで行っている。 基本研修34講座、専門研修49講座、特別研修として長期研修（内地留学）を実施した。	20,375人
警察職員	警察学校において、各級警察職員の資質、能力の向上のため、採用時、昇任時に教養を実施し、また実務能力の強化を目的として専門的な知識と技能を習得させるための各種教養を実施している。 ※昇任時教養については警察大学校及び関東管区警察学校を含む。	642人

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利（令和2年度）

地方公務員法第42条の規定に基づき、心身ともに健康であり職務遂行が安心してできる組織環境を構築していくため、県・共済組合・互助団体により職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に実施している。

区分	事業	実施項目	参加者数又は受診者数	事業主体
一般部門	ライフプラン確立の支援	ライフプランセミナーの開催(年1回開催)	—	県
		ライフプラン講習会の開催(年4回開催)	80人	県
		ライフプラン相談の実施	239人	県
	健康保持・増進の支援	健康づくり教室の開催(年1回開催)	—	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,828人	県
		特定年齢(45歳)心とからだの健康診断	124人	県
		胸部精密検査	0人	県
		要指導者・要観察者健康診断	0人	県
		特殊業務従事者健康診断	134人	県
		情報機器作業従事者健康診断	1,307人	県
		人間ドック検診	2,374人	県・共
		婦人科検診(乳がん)	125人	県
		婦人科検診(子宮がん)	143人	県
		胃部検診	284人	県
		大腸がん検診	342人	県
		腹部超音波検診	312人	県
		退職予定者検診	103人	県・共
	健康相談・指導	1,193人	県	
	メンタルヘルスケアの実施	精神保健相談	3,138人	県
		メンタルヘルス研修会の開催(年1回)	—	県
	元気回復事業の実施	スポーツレクリエーション大会	—	県
	福利厚生施設の整備・利用促進	職員住宅の管理	—	県
		職員駐車場の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県
職員厚生棟の管理・運営(教育・警察部門含む)		—	県	
庁内保育所の管理・運営		—	共	
教育部門	ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会の開催(年3回開催)	138人	県・共・互
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,128人	県
		特定年齢健康診断	201人	県
		情報機器作業従事者健康診断	527人	県
		B・C型肝炎検査	0人	県
		人間ドック健診	15,733人	県・共・互
		胃部検診	997人	県
		大腸がん検診	76人	県
	退職予定者健診	641人	県・共・互	
	メンタルヘルスケアの実施	精神保健等相談	337人	県
		メンタルヘルス講演会の開催	903人	県・共
		教育庁職員等メンタルヘルス講習会の開催	29人	県
		メンタルヘルスガイドブック等の配付	1,209人	県
		教育庁等職員ストレスチェック事業	8,530人	県
	ライフサイクルプラン確立の支援	ライフサイクルプラン研修会(35歳、45歳、55歳対象:11回)	343人	県・共・互
		ライフサイクルプラン研修会(新婚者対象:5回)	147人	県・共・互



警察部門	健康保持・増進の支援	食生活の教養講座	147人	県・共
		生活習慣改善等セミナー	308人	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,468人	県・共
		人間ドック	1,980人	県・共
		脳ドック	68人	県・共・互
		深夜業従事者健康診断	1,441人	県
		特殊業務従事者健康診断（水難救助部隊員等）	300人	県
		胃がん検診	449人	県
		大腸がん検診	780人	県
	メンタルヘルスケアの実施	メンタルヘルス教養講座	289人	県・共
		部外カウンセリング	7人	県
	健康相談等	健康相談（産業医）	1,012人	県
		健康相談・保健栄養指導（保健師）	1,553人	県

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※4 参加者数又は受診者数「-」は、中止等となった事業を指します。

## (2) 公務災害認定件数（令和2年度）

### 職種別認定件数及び災害発生率

区 分	認定件数(件)	発生率(件/千人)
一般部門	24	3.53
教育部門	71	2.90
警察部門	53	9.93
合 計	148	4.04

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署などに勤務する職員をいいます。

第2 地方公務員法第58条の2第2項の規定による茨城県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

ア 試験の実施状況

(ア) 大学卒業程度試験

a 期 日 第1次試験 令和2年6月28日  
第2次試験 令和2年7月15日～8月24日

b 試験結果

	採用予定 人 員 ( 人 )	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) 倍	
		応募人員 人	受験人員 (A) 人	合格人員 人	受験人員 人	合格人員 (B) 人		
県 職 員	事 務 知事等	67	757	580	186	178	86	6.7
	警 察	8	60	38	19	19	11	3.5
	電 気	1	20	13	5	5	2	6.5
	機 械	1	8	4	4	3	1	4.0
	土 木	9	43	37	29	27	12	3.1
	建 築	3	4	4	4	4	2	2.0
	化 学	3	27	21	10	9	5	4.2
	薬 剤 師	4	14	8	8	8	4	2.0
	管理栄養士	1	20	16	5	5	1	16.0
	農 業	15	71	51	39	34	18	2.8
	農 業 土 木	4	13	10	10	9	5	2.0
	畜 産	3	15	10	9	9	4	2.5
	林 業	6	14	9	6	5	4	2.3
	水 産	5	30	16	12	9	4	4.0
	獣 医 師	7	2	2	2	2	2	1.0
	福 祉	12	34	28	21	21	15	1.9
	心 理	4	20	17	12	12	5	3.4
計	153	1,152	864	381	359	181	4.8	

(イ) 高校卒業程度試験

a 期 日 第1次試験 令和2年9月27日  
第2次試験 令和2年10月14日、19日～30日

b 試験結果

	採用予定 人 員 ( 人 )	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) 倍	
		応募人員 人	受験人員 (A) 人	合格人員 人	受験人員 人	合格人員 (B) 人		
県 職 員	事 務 知事等	31	224	202	98	84	42	4.8
	警 察	10	71	56	31	31	12	4.7
	土 木	1	7	7	4	4	2	3.5
	農 業	1	8	6	4	4	0	-
	小 計	43	310	271	137	123	56	4.8
小 中 学 校 員	事 務	30	172	152	85	80	42	3.6
合 計	73	482	423	222	203	98	4.3	

(7) 特別試験

- a 期 日 第1次試験 令和2年12月13日  
第2次試験 令和3年1月16日、19日

b 試験結果

実施方法	職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
			応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
採用試験	事務(警察)	6	73	44	16	13	6	7.3
	建 築	1	4	2	2	2	1	2
	林 業	3	2	2	2	2	0	-
合 計		10	79	48	20	17	7	6.9

(8) 警察官採用試験 (A, B (第1回))

- a 期 日 第1次試験 令和2年6月21日  
第2次試験 令和2年7月11日、12日、8月3日～7日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人 員 ( 人 )	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) 倍
		応募人員 人	受験人員 (A) 人	合格人員 人	受験人員 人	合格人員 (B) 人	
男性A	90	366	265	185	157	97	2.7
女性A	8	97	75	65	55	23	3.3
計	98	463	340	250	212	120	2.8
男性B	20	198	143	94	86	25	5.7
女性B	2	46	29	23	20	5	5.8
計	22	244	172	117	106	30	5.7

(9) 警察官採用試験 (A, B (第2回))

- a 期 日 第1次試験 令和2年9月20日  
第2次試験 令和2年10月10日、11日、11月9日～13日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人 員 ( 人 )	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) 倍
		応募人員 人	受験人員 (A) 人	合格人員 人	受験人員 人	合格人員 (B) 人	
男性A	40	238	116	49	46	10	11.6
女性A	5	81	37	16	13	2	18.5
計	45	319	153	65	59	12	12.8
男性B	80	291	201	126	118	40	5.0
女性B	10	95	72	39	36	12	6.0
計	90	386	273	165	154	52	5.3

(2) 選考  
ア 採用選考

		人員 (人)	内 容
知事部局	部 長 級	2	土木 1、事務 1
	課 長 級	1	土木 1
	課 長 補 佐 級	4	農業 1、事務 3
	係 長 級	10	医師 1、工芸技術 1、事務 1、獣医師 4、管理栄養士 1、心理 1、保健師 1
	主任・主事・技師級	26	事務 14、農業 1、歯科衛生士 1、獣医師 4、福祉 5 心理 1
	小 計	43	
教育委員会	部 長 級	-	
	課 長 級	3	事務 3、
	課 長 補 佐 級	19	事務 17、文化財主事 2
	係 長 級	3	事務 2、文化財主事 1
	主任・主事・技師級	-	
	小 計	25	
警察本部	警視	4	
	警部	7	
	警部補	7	
	巡査部長	10	
	巡査	9	
	課長	2	電気 2
	係長	1	電気 1
	主任・主事・技師級	1	犯罪鑑識員 (心理) 1
	小 計	41	
病院局	課 長 級	-	
	課 長 補 佐 級	3	看護師 3
	係 長 級	6	医師 5、医療事務 1
	主任・主事・技師級	2	医療事務 2、
		小 計	11
	合 計	120	

(注)・上記の人員は合格者数である。

・任命権者に選考の実施を委託したものは除く。

イ 障害者を対象とした採用選考

(ア) 期 日	(第 1 回)	第 1 次選考	令和 2 年 11 月 1 日
		第 2 次選考	令和 2 年 11 月 22 日
	(第 2 回)	第 1 次選考	令和 3 年 1 月 17 日
		第 2 次選考	令和 3 年 2 月 7 日

(イ) 選考結果

	職 種	採用予定 人 員 (人)	応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (B) (人)	競争率 (A)/(B) (倍)
第1回	事務（知事等）	13	73	54	8	6.8
	事務（警察）	2	3	3	0	-
	小中学校事務	1	3	2	1	2.0
小計		16	79	59	9	6.6
第2回	事務（知事等）	5	24	20	4	5.0
	事務（警察）	1	4	2	1	2.0
小計		6	28	22	5	4.4
計		22	107	81	14	5.8

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和2年10月30日、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、議会及び知事に対し職員の給与（ボーナス）等について報告し、併せて、給与の改定について勧告した。また、令和2年11月12日、議会及び知事に対し職員の給与（月例給）について報告した。その要旨は、次のとおりである。

(1) 令和2年4月の公民較差等

- ・ 民間給与との比較

ア 月例給

民 間	職 員	較 差
382,190 円	382,089 円	101 円 (0.03%)

イ ボーナス（支給月数）

民 間	職 員	差
4.46 月	4.50 月	△0.04 月

(2) 給与勧告及び報告の内容

ア 職員の給与

(ア) 公民較差等に基づく給与改定

a 月例給

- ・ 民間給与との較差が極めて小さいため改定なし

b ボーナス

- ・ ボーナスの支給月数の引下げ（4.50月→4.45月：△0.05月分）
- ・ 引下げ分は国に準じて期末手当に反映

イ 公務の運営

(ア) 新型コロナウイルス感染症に係る本委員会の取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防のため、職員採用に係る筆記試験の会場では、3密の回避、受験者の体温確認などの対策を、口述試験の会場では受験者や面接員の前にアクリル板を設置するなどの対応を行ったところである。

(イ) 人材の確保及び育成

a 人材の確保

任命権者と連携しながら、リモートも活用した大学等における説明会やSNSの活用、技術系職種のパンフレットの作成等により、県の仕事の魅力、働きやすい職場環境などの広報に、引き続き取り組む必要がある。

社会人経験者採用に取り組み、引き続き多様な人材の獲得を進めていく必要がある。

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、その取組を推進するとともに、障害者が働きやすい環境づくりに取り組む必要がある。

b 人材の育成

任命権者においては、組織の活力を最大限に高めるため、職員の資質向上と意識改革につながるよう引き続き人材の育成に取り組む必要がある。

女性職員がその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成の支援や積極的な登用に引き続き取り組む必要がある。

(ウ) 勤務環境の整備

a 長時間労働の是正等

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持等の観点から重要な課題であり、これまでの取組を継続するとともに、各職場のマネジメント強化など、時間外勤務の縮減を一層推進していく必要がある。

b ハラスメント防止対策

パワーハラスメント防止措置等の義務化及びセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化に係る関連法が、令和2年6月1日に施行され、国においても、その動きを受けて、人事院規則の制定等が行われた。

本県においても、任命権者において制定しているハラスメントの防止に関する要綱等で、今回の法改正の趣旨を踏まえた対応がなされているところである。

(エ) 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

a 定年の引上げ

国の動向を注視しながら、定年引上げに関して人事管理や給与制度全般にわたり課題を整理し、対応していく必要がある。

b 能力・実績に基づく人事管理の推進

公正性・透明性が高く、実効性のある人事評価制度とするには、職員の能力・実績を適切に評価するとともに、評価結果に基づく指導・助言を通じて、職員の意欲の向上や人材育成に努めることが重要である。

(オ) 公務員倫理の徹底

一部の職員による法令遵守意識に欠ける事案が見られ、県民からの信頼の低下が懸念されることから、誠実かつ公正に職務を執行するよう、改めて公務員倫理の徹底と意識向上を図る必要がある。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況  
令和2年度は、係属案件無し

4 職員に対する不利益処分についての審査請求の状況

(1) 懲戒免職処分取消請求事件

ア 申立年月日 平成30年9月12日

イ 審査請求人 元中学校主任A

ウ 処分の内容 懲戒免職処分を受けた。

エ 処理状況 令和2年6月23日 処分取消

(2) 懲戒停職処分取消請求事件

- ア 申立年月日 令和元年 10 月 16 日
- イ 審査請求人 中学校教諭B
- ウ 処分の内容 懲戒停職処分を受けた。
- エ 処理状況 令和元年 11 月 26 日 受理

(3) 分限免職処分取消請求事件

- ア 申立年月日 令和 2 年 10 月 26 日
- イ 審査請求人 元高等学校教諭C
- ウ 処分の内容 分限免職処分を受けた。
- エ 処理状況 令和 2 年 11 月 17 日 受理